

「知る権利」の意味とその実現

広島大学教授

阪本 昌成

さかもと・まさなり

はじめに

「国民の『知る権利』」は、数多くの文献、体系書、論説によってとりあげられ、そのフレイズは、わが国の憲法学上、すっかり定着した。そればかりでなく、わが憲法典が、それをひとつの「権利」として保障していることが、あたかも自明のごとく扱われるに至っている。

「国民の『知る権利』」概念が登場するに至った社会、政治、経済的背景としては、次の諸点が指摘されており(1)、この点については、大きな見解の対立はないように思われる。

第一は、公権力と巨大マス・メディアへの情報の集中化・独占化である。この二大組織は、有効な情報伝達手段を有し、一方的な「送り手」となっているのに対し、伝達手段から隔絶された市民は「受け手」の立場に放置されており、この傾向はますます強化されつつある。つまり、従来表現の自由論の依拠してきた「思想の自由市場」の哲学は、現実には閉塞状態にある。

第二は、行政機構の肥大化に伴う官僚制に固有の秘密主義傾向である。

以上は、「国民の『知る権利』」の登場の必然性を語るものであり、権利として位置づける必要性を指摘したものであるが、必要性からの議論が、「国民の『知る権利』」を権利として承認させるに足るほどの説得力をもっているわけではない。

(1) 声部信喜『知る権利』の理論
内川芳美ほか編『講座 現代の社会とコミュニケーション』3頁(一九七四)、同
『現代人権論』第IV、第XI、加論文(一九七四)、奥平康弘『知る権利』第二章(一九七九)、特集「国民の『知る権利』」法時一九七二年六月号等。

一 「国民の『知る権利』」の意義と憲法上の位置づけ

1 「知る権利」の定義 「知る権利」とは、①公権力の保有する特定の情報に関し、利害関係を有する人物の開示請求権をも含める趣旨で語られるときがある。②また、「取材の自由」にみられるように、自由権の情報収集権をも含む意味で用いられることもある。さらには、③特定の利害関係を問わず、公権力の有する情報または施設へのアクセスを請求する権利を指すこともある。

「国民の『知る権利』」のように「国民の」という修飾をつける場合に

は、その権利主体としては、報道機関でもなく、特定の利害関係者でもなく、公衆という立場にある人々が意識されているように思われる。つまり、右の③がその射程となるであろう(2)。

また、「国民の『知る権利』」は、対公権力との関係以外の領域でも主張される。それがマス・メディアに対するアクセス権である。このアクセス権にも、メディアによる名誉毀損に対する反論権から、一般公衆のアクセス権まで多種多様なものが主張される(3)。マス・メディアに対する「知る権利」も、「国民の」という修飾をつける以上、少なくとも、メディア側に帰責事由のない場合での、読者・視聴者の請求権に限定されるべきであろう。

2 様々なレトリック

さて、このように多義的な「知る権利」ではあるが、これを憲法上根拠づけるために、憲法学者は様々なレトリックを用いている。たとえば、『自由な情報流通』のための権利(4)、『情報の自由(5)』、『自由でゆたかな情報の流れ(6)』等々。しかしながら、これらは、あくまでレトリックであって、誰が、何に対して、いか

なる性質の権利を根拠に主張しうるのか、あいまいな点を残す。

その理由の第一。「自由」とは何をいうのか、今日西欧において、negative liberty をいうのか、positive liberty まで含むかどうか、かきかんに議論されている重大争点である。「自由」とは前者に限られるという理解も十分可能であることからも、右レトリックから請求権的または参政権的な「知る権利」を演繹できるとは限らない。

第二の批判点。最近、憲法学のみならず、一般に、「情報」という用語が、たびたび口にされるが、何をイメージしているか不明のところがある。「情報」とは人に知覚されるものをいうとすれば、われわれをとりまくすべての環境（たとえば、人、物的施設、文書およびこれらに準じた有体物、電波に乗せられた信号等のみならず、管理可能性を捨象した一切の知識）がそれに該当する。われわれは、これらについて何らかの「権利」を有するのだろうか。それとも、「情報」とは、記号化され、管理可能性のあるものを想定してのことなのか。

以上、要するに、「自由な情報流通」、「情報の自由」等の表現から、

請求権的または参政権的な性格をもつ「国民の『知る権利』」を説くことは、「はく然性のゆえに無効」のように思われる。もっとも、以上のような疑問・批判は、レトリック先行傾向に警鐘を發する趣旨をもつにとどまる。各論者の実質的意味づけを検討しないうまま、右のような批判をすることは、もちろん公正ではない。

3 「知る権利」の憲法上の根拠 各論者の「国民の『知る権利』」への実質的意味づけは、同権利の根拠を憲法典中のどこに求めるかによって異なる。

多くの論者は、同権利を民主主義の原理と結びつける。もっとも、このなかにも、①前文・一五条一項に根拠を求め、「主権者たる国民は、……国政に関する十分な情報と知識を得なければならぬ」とする説②、②「憲法が明文の規定をおくると否にかかわらず、民主主義憲法のもとでは、国民は国政について積極的に知る権利を有する」とする説③、③政治的言論に関する自由な情報流通こそ、表現の自由が保障しようとするところであるとして、民主政と表現の自由とを連結させる

説④等、様々である。

このほか、一三条にいう「個人の尊重」をもって「全国家法秩序の基礎をなす原理である。したがってこの原理は『知る権利』の基本原理をなすものである」とする説⑤、「知る権利」は、最も一般的には、人間としての幸福追求の権利（日本国憲法一三条）に含まれ」としなから、「しかししたしかに、『国民の知る権利』の固有で中心的な内容は、国民主権にもとづく国民の参政権の前提として、主権者国民が国政情報を知る権利を持つということであると考えられる」とする説⑥もある。

これらの諸説のうち、最も有力な見解は、表現の自由と、国民主権・民主主義の原理とを結びつけながら、「国民の『知る権利』」を導き出す説である。この説には、少なくとも二つの前提がある。 第一。「表現の自由が確保されることにより、国政にかんする情報や見解が社会過程に自由に流通し、国政にかんする討論や批判が展開されるようになり、政治によって決着つけられる価値選択に、民意が反映するようになる」。

かに「受け手」がなければ成立しない関係である(15)。

以上の前提のうち、第一の点は正当な内容をもつ。しかし、そのことは、たとえば、プレス・自由、事前抑制の禁止、スタンディングの拡張、明白かつ現在の危険等、個別の表現権理論の依拠するところであり、「国民の『知る権利』」特有の条件ではなからう。

第二の前提についても、たしかに表現とは「内心の思想を外に発表する(16)」ことでは狭きにすぎない。今日の多くの学説(17)のいうように、表現とは、相手方を前提としたコミュニケーションであり、表現の自由とは、コミュニケーション過程全体の保護をいう、と解するのが正当である。しかし、次のような鋭い批判にどう答えることができるだろうか。

「もとより、人間の表現活動において、直接の受け手を全く意図しないものはまれであるが、そのことは、直接の受け手の存在を当然の前提として、法技術が組み立てられなければならない、いいかえれば、人間の表現活動は常にこの両者の関係の存在を前提にして、法的に把握されなければならない、というもので

はない(18)。

「国民の『知る権利』」が、憲法上必要であり、それが保障されることの望ましいことは、誰も否定しないだろう。ところが、これが憲法上の政策論、理念論、または立法の指導原理としてではなく、権利論として成立しうるか、となると多くの疑問が残されている(19)。「国民の『知る権利』」全般を云々するよりも、憲法典およびそれを受けた法令が、国民一般を、たとえば「傍聴人」、「請求人」、「消費者」、「受信者」としての地位においている趣旨等を個別的に検討し、その意味を深めていくことのほうが生産的のように思われる。それらを検討する前に、「国民の『知る権利』」に関する裁判例の流れを概観してみよう。

(2) 石村善治「知る権利と情報公開」公法研究四三三(一九八七)頁一九八(一)は、取材の自由のとき自由権的情報収集権、個別的情報開示請求権、一般的情報公開請求権等を総括して、「広義の『知る権利』」と云うことができる」と述べている。これに対して、清水英夫「知る権利の法的・社会的構造」自由と正義一九七一年一〇月号三三頁は、「いわゆる知る権利という概念は、コミュニケーション一般について成立するのではなく、受け手が国民一般であるような特殊なコミュニケーションの場合において、ということにならう」と述べる。

(3) 伊藤正巳「放送へのアクセスと現行法制」伊藤編「放送制度——その現状と展望——」八一頁(一九七六)。

(4) 佐藤幸治「自由な情報流通」のための権利」中央公論一九七二年一月号。

(5) 浦部法徳「情報自由」法教一九八二年五月号五九頁、声部「知る権利」の理論」前掲(注一)二二頁。

(6) 奥平・前掲書(注一)九頁。

(7) 声部・前掲書(注一)の論議文によれば、「知る権利」は、個人権の性格と参政権の性格のみならず、社会権の性格をも有すると説かれている。私の接した諸文献も、ほぼ同旨の「知る権利」を構想しているものと理解される。

(8) 阪本昌成「プライベート権論」三三頁(一九八六)において私は、自由な情報流通の必要性と民主政を結びつけたことは、独自の「知る権利」を説き明かすことはできないのではないか、との疑問を呈した。

(9) 石村・前掲論文(注二)一一二頁。

(10) 橋本公宣「日本国憲法」四一六頁(一九八〇)。橋本教授は、消極的権利としての「知る自由」は二条により保障され、国民が不利益処分をうけるにあたって告知を求める権利は三二条の系統上の権利の問題と解したうえで、これを、積極的な情報開示請求権たる「知る権利」とは区別している。この解釈は、少なくとも前二者(消極的「知る権利」および手続的な個別的請求権)については、本稿の立場に近い。

(11) 声部・前掲書(注一)所収の諸論文、奥平・前掲書(注一)三三頁、樋口、佐藤・中村・浦部「注釈日本国憲法上巻」四九三頁(浦部法徳執筆)(一九八四)、佐藤幸治「憲法」三三三頁(一九八二)。佐藤教授は、広義の「知る権利」は、表現の

自由全般を支える基礎的原理ないし理念ともいうべきものであるのに対し、狭義のそれは、政府情報に対する積極的な開示請求権をいう、とされる。狭義のそれが二条により保障されているとする一つの根拠として教授は、「情報の流通という観点からみた場合、積極的情報収集権は欠くことのできない部分を構成すること」をあげる。しかし、「情報の流通」という概念から、積極的権利が演繹できるかどうかという疑問については本文中に述べた。

(12) 石村・前掲論文(注二)一一二頁。もっとも、そこには「知る権利」とは、自己情報について、みずから知る権利が主に説かれている。

(13) 兼子仁「情報公開と行政の改革」公法研究四三三(一九八七)頁。

(14) 奥平・前掲書(注一)三三頁。

(15) 同右。

(16) 宮沢俊義「憲法II(新版)」三六一頁(一九七二)。

(17) 佐藤幸治・前掲書(注11)三五二頁、橋本・前掲書(注10)二六三頁、阪本・前掲書(注8)三三三頁。

(18) 塩野宏「放送における受信者の法的地位」伊藤正巳編「前掲書」(注3)三三頁。

(19) 阪本・前掲書(注8)二二頁以下は、「知る権利」をもって、具体的な請求権として論じえないこと、また、抽象的権利として論ずる場合の意味あいを論じている。

二 判例の流れ概観

1 博多駅テレビフィルム提出命令事件と「悪徳の栄え」事件 「国民の『知る権利』」という表現

が、社会的にも、憲法学的にも、大きな注目をあびるに至った契機は、いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件に、通常求められる。同事件における最高裁大法廷決定(昭和四四・一一・二七刑集三三卷一一号一四九〇頁)が、「国民の『知る権利』」に言及した部分は、次のとおりである。

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』」に奉仕するものである。」

もっとも、これよりはやく「悪徳の栄え」事件大法廷判決(昭和四四・一〇・一五刑集二三卷二〇号二二九九頁)の色川裁判官反対意見は、「知る自由」に言及しつつ、「表現の自由は他者への伝達を前提とするのであって、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となる」点を強調し、「情報及び思想を求め、これを入手する自由は、出版、頒布等の自由と表裏一体、相互補充の関係にあると考えなければならぬ」と述べた。

以上の二つの決定または反対意見は、憲法学者が今日いう「知る権利」の意味あいとは、性質を異にす

るもののように思われてならない。博多駅テレビフィルム提出命令事件におけるテレビ局側の主張は、報道機関の取材の自由を、国民にとっての価値からみることによって、憲法二一条上の地位にまで高めようとするものであった。そこでの「国民の『知る権利』とは、国民がプレスによって知らされる自由(または、プレスが国民に知らせる自由)であった。これは、プレスによる "the people informed by the free press" の主張であり、そこでの権利主体は、主権者としての「知見をもった国民」(the informed people)ではない。

つぎに、「悪徳の栄え」事件判決における色川裁判官の反対意見は、人間の表現活動が受け手を前提とした「他者とのかわりあいのある行為」、つまり、コミュニケーションであることを鋭くついた点では、洞察力の深いものではあるが、それは、外的拘束・強制に服さない「知る自由」を強調したものである。

2 外務省秘密漏洩事件 国公法一〇〇条一項の秘密の意義、同法一一一条等の「そのかし」罪の意義が問われた外務省公電秘密漏洩事

件においては、当該「取材の自由」の限界それ自体が一つの争点ではあったが、それを超えて、「秘密」および「そのかし」の意義・範囲を判定するにあたって、「国民の『知る権利』が常に意識されていた。なぜなら、「秘密」および「そのかし」の意義・範囲は、まず構成要件のレビューで、憲法または法律にうかがえる(具体的な権利ではないとしても)「国民の『知る権利』と抽象的・定型的に衡量されたいうで、画定されるべきものだからである。

(1) 第一審判決(東京地判昭和四九・一・三二刑裁月報六卷一三三七頁)は、「国民の『知る権利』を、国公法一条一項にいう「国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」に読み込むかたちで、実質秘説にたちながら、次のようにいう。

「わが国のような民主主義国家においては、公務は原則として国民による不審の監視と公共的討論の場での批判又は支持を受けつつ行われるのが建て前である。従って、一定の事項が漏示されるならば公務の民主的且つ能率的な運営が保障され得なくなる危険性がある場合と

は、当該事項がおよそ公共的討論や国民的監視になじまない場合(例えば、プライバシーに関する事項)、当該事項が公開されると行政の目的が喪失してしまいうる場合(例えば、逮捕状の発付又は競争入札価格)、又は、公共的討論や国民的監視によるコントロールは事後的に(又は結果に対する批判として)行う機会を残しつつ公務遂行中にはその能率的・効果的な遂行を一時優先させる必要がある場合(例えば、行政内部での自由な発言を保障するための非公開委員会など。外交交渉中に行われる会談の具体的内容がこれに該当するか否かは後述する。)その他に準ずる場合に限りなければならない。

この東京地裁判決は、このように、実質秘説を採用したばかりでなく、秘密漏洩罪をもって具体的危険犯と構成したところにも、大きな特徴がみられ、たとえば、外交交渉中の会談内容の実質秘説性について同判決は、次のようにいう。

「かかる会談の具体的内容が実質秘説性を具備しているか否かの判定も、……これが漏示されるならば外交交渉の民主的且つ能率的な運営を国民に保障し得なくなる危険性の存

否によって決すべきものであり、このことは国家公務員法一条二項並びに憲法七三条二号及び三号に照らして明白である。

以上の東京地判は、国公法一条、憲法七三条によりながら、国公法の「秘密」の意義・範囲を画定しようとした堅実な手法にすぎないものである。

(2) これに対して第二審判決(東京高判昭和五一・七・二〇判時八二〇号二六頁)は、第一審判決同様実質秘説にたつものの、秘密漏洩と具体的危険性との対応関係には言及せず、そこどころか、秘密指定に推定力を付与しているかのようにはうかがわれる。ただ、この第二審判決の最大の特徴は、適正な取材活動を「そのかし」罪の規定の適用範囲外におくべく、構成要件に限定解釈を加えた点である。つまり、本罪が独立教唆犯であるとしても、通常の従属教唆犯と同程度の強度な危険性をもつ独立教唆のみを処罰の対象としていると解すべきだとしたのである。

もともと、このような限定解釈を加えるにあたって、同判決は、「国民の『知る権利』に直接配慮したのではなく、あくまで取材の自由を含めた報道の自由の機能(国民に、国

政に関する多くの情報を提供する機能)に配慮したのである。特に、取材の自由について同判決は、「憲法二一条により保護される自由の範疇に属するものである」と明言し、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定(前掲)や本件第一審判決よりも、積極的な位置づけをしている。もともと、同判決はつづけて、「憲法上保護されているとはいっても、取材の自由は、消極的自由にとどまるのであり、取材の対象たる公務員に、その取材に必ずべき義務を課するという意味での、強制可能な積極的権利としての、取材の特権が、報道機関に対し、憲法上保障されているのではない」と述べている。取材は、消極的自由にとどまるのであるから、取材対象となった公務員が取材に協力するか否かは、「全く公務員の自由な意思に委ねられている」ことになる。その範囲が正当な取材行為であり、それを超えて「取材の対象となる公務員が、秘密漏洩行為に出るかどうかについて、自由な意思決定をすることが不可能な状態になっていることを認識し、その状態を利用してなされる秘密漏洩行為のしよう行為」だけが「そのかし」の構成要件にあつた

ることになる。このように、本件第二審判決は、消極的自由としての取材活動の限界から、構成要件を限定解釈したのである(2)。

(3) 本件上告審決定(最(一)小決昭和五三・五二二刑集三三卷三三〇五七頁)は、前掲の四四年大法院決定の要旨と同様に、報道の自由が「いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、……表現の自由のうちでも特に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由もまた、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と述べている。このうえで、違法性判断のレビューで、正当業務行為としての取材活動の限界を問うという手法にたつた。ただし、最高裁は、この点を判断するにつき、違法性推定機能の働かない正当業務行為論にたつたのである。つまり、当該取材行為が「そのかし」の構成要件にあつたとしても、「まだ違法と合法とから等距離にあり、違法性の問題から完全にニュートラルである」としているのである。

この最高裁のユニークな違法性論は取材の自由を尊重するものではあろうが、本来、構成要件レビューに

おいて、定型化されるべきであったろう。

(4) 本件にあつては、第一審から上告審にいたるまで、主たる争点は、取材の自由と、秘密漏洩罪およびその「そのかし」の対立にあつた。そして、そこで言及されている「国民の『知る権利』は、取材の自由を補強する背景的価値としての意味をもつていた。たしかにその価値は、否定されるべきものではなからう。しかし、「国民の『知る権利』に独自の意味をもたせるためには、「取材対秘密」または「取材対そのかし」という構図のなかにおいてではなく、一種の「定義的衡量」(definitional balancing)によつて、「秘密」および「そのかし」の構成要件に実質的意味を吹き込むものでなければならぬ。もともと、その場合の「国民の『知る権利』が、なお無内容であり、主観的権利とはほど遠い性格をもつ点に、否定しようがない。この点、本件第一審判決が、正面から「国民の『知る権利』に言及せず、国公法一条、憲法七三条二号、三号によつて、秘密漏洩罪の意義を求めたことは、「国民の『知る権利』を大上段からふりかざすよりは、はるかに堅

実で有効な結論に達しうることを、われわれに教示している。

3 洗剤パニック調査報告書公表事件 「国民の『知る権利』は、消費者の『知る権利』として主張されることもある(23)。消費者保護基本法や商品の表示規制に関する法律(不当景品類及び不当表示防止法、消費生活用製品安全法等)は、消費者の『知る権利』のささやかな実現である。もともと、これらは本稿の直接の関心事ではないので、これ以上の言及を避けたい。ここでは、地方公共団体のいかなる広報活動が、私企業の名譽を毀損するか、消費者の『知る権利』がそこにおいてどのような役割を果たしているか(果たすべきか)等、表現の自由の限界についての論点を示した興味深い東京地判(昭和五四・三・二二判時九一九号二三頁)を紹介してみる。

本件は、昭和四八年のオイルショック後の洗剤パニックの原因調査をY(東京都)が、東京都緊急生活防衛条例四条に基づいて実施し、このたびの洗剤不足の原因は、メーカー側の「生産制限、出荷操作にあつたのではないかと疑わざるを得ない」との報告書を公表した。この公表行

為に對して、大手メーカーXの名誉を毀損するとして訴えが提起された。

東京地裁は、Yの「行政広報活動は日本国憲法第二一条の保障を受けらるものと解すべきである」としながらも、同活動が「住民の知る権利（地方公共団体の知らせる義務）に奉仕するという役割を担っている」ということから、直ちに、日本国憲法第二一条の保障をより厚く受けなければならぬとの帰結を導き出すことはできない」と判断した。

このように本件判決は、「住民の『知る権利』に有意的法的価値を与えなかった。この判決に對しては、『地方公共団体の広報活動が住民の知る権利に對した義務として表現の自由を認められるならば、地方公共団体の広報活動により企業の権利が侵害されたとしても、原則として違法性はないと解すべきではないか(24)』との批判がみられる。しかし、①いかなる広報活動であれば「住民の知る権利に對した」ものとみるか、②「住民の『知る権利』の意義は、より細かく、「公共の利害」、「公益を図る目的」のなかで生かすほうが解釈論としては望ましいのではないか、③公権力側の広報活

動（情報提供）全般を表現の自由として構成してよいか（いわゆる Government Speech の問題(25)）といった疑問が残る。

4 小括

以上は、限られた「知る権利」関係の判例を紹介してきたにとどまる。したがって、これらだけから確固とした結論を導き出すことは危険である。しかし、それでも、これから、一定の教示は得られよう。つまり、判例中に言及されてきた「国民の『知る権利』」は、独立の権利としてではなく、構成要件や違法性の判断にあたって、一種の法的に保護されるべき利益として、衡量の一要素または背景として存在している、ということである。また、活用のしかたによつては、十分有意的結論を導き出しうるのではないかと、ということである。

もっとも、憲法学者が構想してきた「国民の『知る権利』」は、これとは全く異なるものであろう。もと「国民の『知る権利』」または「原理的」であるために、現行法上裁判の租上にはのぼるはずもなかったのだ、ともいえよう。そしてまた、同権利を、抽象的権利、あるいは原理的権利と呼ぶことは、権利の定義の

問題ではあろう。しかし、それらの権利の内包と外延、主体、これと対立する権利利益との衡量の道筋等（理念論としては、十二分に理解できるものであるが）、どうも不明瞭のように思われてならない。

全体としての「国民」に着目するよりも、そのサブカテゴリーに注目して「知る権利」を考えてみよう。

- (20) 中山研一「外務省秘密漏えい事件最高裁決定をめぐって」判タ三六五号五(八)頁は、本件第一審判決が「公知性と秘密の必要性を、漏示によって阻害されるべき具体的危険性との関係で検討する」という方法をとったものと解している。
- (21) 田宮裕「そのおかしな罪と取材の自由」判評二六六号一四(一五)頁。
- (22) 同右七頁。
- (23) 宮坂富之助「消費者の知る権利」清水英夫編「情報公開と知る権利」三三頁(一九八〇)。
- (24) 五十嵐清、本件判例批評、判評二四七号三一(三四)頁(一九七九)。
- (25) Government Speech について、とりあえず、阪本・前掲書(注8)三四一三八頁参照。

三 裁判の公開

裁判の公開は、近・現代の裁判の基本原則の一つである。憲法は、三七条一項および八二条において、これを保障している。このうち、前者

は訴訟当事者にとつての権利保障の側面をもち、後者は、一見すれば、裁判所に對する義務づけと思われるが、「国民にとつての権利」といいかえてさしつかえないと解されている(26)。しかし、それが「国民の権利」であると解した場合、その権利は「国民全体に与えられたものであり、特定の国民または報道関係者に對し、法廷への立入権等の具体的な権利を保障するものではない(27)」と帰結されがちとなる。とすれば、「傍聴人が主張することのできるのは、国民全体に与えられた権利の効果として裁判を傍聴するということであり、かつそれにとどまることにはならない(28)」。これが、「国民の『知る権利』論の典型的な落とし穴である。裁判の公開を考えるにあたっては、国民のなかの傍聴人というサブカテゴリーを権利主体と考える必要があらう。本稿では、そうした立場から八二条の公開を検討したのちに、訴訟記録の公開という一般公開をとりあげる。

1 裁判の公開

裁判の公開は、直接公開と間接公開とに区別される(29)。直接公開とは、不特定かつ相当数の者が裁判を自由に傍聴で

きる状態にあることをいい、間接公開とは、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて裁判の様子を国民に自由に伝達される状態をいうとされる。

憲法八二条は、直接公開を保障したもので、間接公開まで保障したものではないとする見解(30)も有力である。

これに對して、「傍聴の自由は、報道の自由を含む(31)」と解する立場、間接公開のもつ現代的意義を重視し、直接公開とは独立にそれ自体保障されると解する立場(32)も、今日有力になりつつある(実務上は、間接公開に配慮して、報道関係者に特別傍聴券が交付されたり、写真撮影が特別に許可されたりしている)。

後者の間接公開は、プレススの自由に還元しうるであろうから、本稿の「国民の『知る権利』」の対象外としておく。

2 傍聴人の地位

公開裁判の原則が、右にみたように、傍聴の自由をその一内容として含んでいる点については異論がない(33)。八二条は、直接公開をうたうことによつて、国民のうちの傍聴人というサブカテゴリーを想定し、傍聴人の自由をも保障したものと解すべきであら

う。もっとも、同自由は、法廷警察

権(裁判所法七一条、法廷等の秩序維持に関する法律、裁判所傍聴規則)、庁舎管理権(裁判所庁舎管理規則)、被告人の人格権等の保護の必要性から、様々な規制に服しており、その限界につき見解は対立している。

裁判長の法廷警察権につき定める裁判所傍聴規則(最高裁判所規則二一号)の問題点を考察してみる。

まず、空間的または、設備的制約を理由に、「傍聴券を發行し、その所持者に限り傍聴を許すこと(二一条一號)は特に問題はない。しかし、「傍聴人はすべて腰をかけさせること(昭和二七・一・二五最高裁判務総長通達)に合理的理由があるとは思われない。傍聴規則三条にいう遵守事項による規制で十分である。

法廷警察権と傍聴の自由との対立

のうち、最も問題視されるべきは、傍聴人のメモ、速記を規制する点である。民訴規則一一条は、速記を裁判長の許可にからしめているが、刑訴規則も、裁判所傍聴規則も、メモ・速記について規定していない。この点、「何ら規定していないのは、メモについて制限する余地がないこととの表われ(34)」と解すべきか、そ

れとも、「刑事裁判では速記、メモは、裁判長の法廷警察権(裁判所法七一条)の対象となり、その裁量によつて規制されることになる(35)」と解すべきか。

後者の解釈の前提には、①傍聴を「国民全体に与えられた権利の効果」と捉えるため、「メモ、速記を公開裁判の原則に基づく権利であると解することは困難であらう(36)」とする理解、②「法廷は裁判の場であつて公開討論の場ではないとする理解(37)」、および③裁判の秩序維持権は、「司法の使命とその正常な運営の必要に由来する(38)固有権であるとする理解、があるようにみうけられる。最近の東京地判(昭和六二・二・二二朝日新聞二月二三日付記事参照)は、こうした理解にたち、傍聴人のメモ制限を違憲ではないとした。

たしかに、裁判の公開とは、傍聴人の不特定性を前提としたものであり、個々の傍聴希望者の裁判所立入請求権を認める趣旨をもつものではない。しかしながら、傍聴人の地位を得た市民は、「法廷またはこれに準ずる場所での裁判所の職務を、物理的に、または物理的關係で妨害し、不当に影響を及ぼす行為(39)」

にわたらないかぎり、そこで生起する一切の出来事を、見聞きし、知る自由を有すると解すべきであらう(非公開裁判については、もちろん、ここでの議論の対象外である)。

憲法上、公開裁判が原則とされているにもかかわらず、法廷およびそれに準ずる場所を、外部社会とは異なる、神聖な場所であると特別視し、裁判長は裁判所の威信を守るための固有権(裁量)を有している、とする発想があるとすれば、それはやや大時代がかつていている。香城論文は、そのような発想をうかがわせるかのように、メモ・速記の原則的禁止理由を次の諸点に求めている(40)。

第一。証人・被告人等の関係人に對し、供述をためらわせるなど心理的影響を与えることがある。

第二。速記、メモされた記録が訴訟外で公表されて関係人が不当な不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがある。

第三。傍聴人が一斉にメモをとることにより法廷の静穏が害される。傍聴の自由を主観的権利と考え、その限界として「裁判所の職務を、物理的に、または物理的關係で妨害し、不当に影響を及ぼす」か否かに求める本稿の立場からすれば、右の

三つの理由が説得力あるものとは思われぬ(41)。速記・メモの禁止の根拠は、裁判所傍聴規則三条一号にいう「けん騒にわたる行為」に求められるべきであり、裁判所法七一条の一般的法廷警察権上の裁量に求められるべきではない。

3 訴訟記録の公開 刑法五三条一項は「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができ、但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」と定めている。

同条にいう記録とは、被告事件の訴訟記録であるから、進起手続の記録、勾留開示事件の記録、証拠保全の記録はこれに含まれない。

旧刑法にはなかつたこの規定について、憲法八二条の裁判の公開の原則とは直接かかわらないとする見解(42)もあるが、刑事法学界の支配的見解は、八二条の「補充(43)」、「補充(44)」、または「拡張(45)」と解している。そこにある「補充」等の意味するところは、必ずしも明確ではない。たとえば、「補充」論にたつ庭山論文は、裁判の傍聴と記録の閲覧請求とを、ともに公開原則の一

環と捉え、「条文の文言に忠実にしたがって、制約は『保存』もしくは『事務』に支障あるときにかぎられるべきであろう(46)」とする。この見解は、刑法五三条が閲覧希望者に対して「閲覧請求権」を承認している、とみているもののように思われる。これに対して、記録の公開を、同じく裁判公開の原則の「補充」とみる藤永論文は、記録公開原則を「裁判の公正を担保する」ともに裁判に対する国民の理解を深めるためのもの(47)にとどまり、裁判公開の原則と同一視しえない点を強調する。そのうえで同論文は、「閲覧の拒否は、その訴訟記録の保管責任者が、閲覧の目的、必要性、弊害の有無などを考慮し、合理的裁量によって決すべきである」と結論する。この見解によれば、刑法五三条は、刑事確定記録の保管者に対し、記録の公開義務を課したものにすぎず、私人がこれを閲覧できるのは、右義務の単なる反射的利益にすぎない、とおそらく帰結されよう。では、裁判例は、どう解しているか。

〔四九〕頁〕は、正当にも次のように判示している。
「刑事訴訟法五三条は、憲法八二条(裁判の公開)の規定を受けて、確定した刑事裁判の訴訟記録(以下「刑事確定記録」という。)の公開について規定しているが、同条一項本文が「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と規定した趣旨にかんがみると、右規定は刑事裁判の公正を担保するために裁判の公開の原則を拡充して、国民一般が当然に刑事裁判の公正に利害関係を有し、かつ、刑事確定記録を閲覧する利益を有するとの立場に立って、右利益を保護するため、国民に対して個別的、具体的権利として刑事確定記録の閲覧を請求する権利を付与しているものと解するほかはないものといふべきである」。

もつとも、右判決は、本件拒否処分に何ら違法なし、と結論したが、その理由は以下のとおりである。
「本件記録は、被告によりその閲覧が禁止された訴訟記録(右記録中には事柄の性質上被告人に対し離婚等の交渉を依頼した者及び交渉の相手方等第三者の個人の秘密やプライバシーに関する内容が不可分のに含まれていることが明らかであるから、右禁止の措置に何らの違法もないものといふべきである。)に係るものであるうえ、原告は右事件の訴訟関係人ではなく、かつ、社会勉強のためとする申請理由は右閲覧につき正当な理由があるとはいえないものといふべきであるから、本件申請は、刑事訴訟法五三条二項により閲覧請求できない場合に該当することが明らかである」。

右判決部分は、確定記録公開の例外規定(刑法五三条二項)、「一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録」(傍点は筆者)の範囲・事由の不明確さを浮かびあがらせる。特に、五三条四項が「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める」としておきながら、保管

責任者、保管期間、手数料等について、特別の法律は制定されていない。したがって、保管庁さえ明示されていない、現時点で、二項にいう「その閲覧が禁止された訴訟記録」というものがありうるのかさへ疑問である。実務上は、検察庁が保管にあたり、根拠法令として「裁判所法及び法務省設置法の一般条項に基づく処理に委ねられている」とと解される(48)と指摘されている。しかし、現状は、立法不作為として違憲とされてしかるべき事態のように思われる。当面は、訴訟関係者のプライバシーを保護するために、裁判所の固有の裁量権によって、DoE, Roe, J. R. といった偽名またはイニシャルを判決文中に用いるアメリカ方式がわが国でも検討されてい

- (26) 小田中聰樹「裁判と国民——裁判の公開を中心に」法時五二巻一〇号八(一九八〇)。
- (27) 香城敬憲「傍聴人の地位」熊谷弘ほか編『公判法体系II 公判・裁判』(一)三三四(三三五)頁(一九七五)。
- (28) 同右三三五—三三六頁。
- (29) 庭山英雄「情報公開と刑事訴訟法」刑法雑誌二五巻二二〇七(一九九〇)頁(一九八三)、同「裁判の公開」ジュリ増刊『刑事訴訟法の争点』一六八頁(一九七九)。

環と捉え、「条文の文言に忠実にしたがって、制約は『保存』もしくは『事務』に支障あるときにかぎられるべきであろう(46)」とする。この見解は、刑法五三条が閲覧希望者に対して「閲覧請求権」を承認している、とみているもののように思われる。これに対して、記録の公開を、同じく裁判公開の原則の「補充」とみる藤永論文は、記録公開原則を「裁判の公正を担保する」ともに裁判に対する国民の理解を深めるためのもの(47)にとどまり、裁判公開の原則と同一視しえない点を強調する。そのうえで同論文は、「閲覧の拒否は、その訴訟記録の保管責任者が、閲覧の目的、必要性、弊害の有無などを考慮し、合理的裁量によって決すべきである」と結論する。この見解によれば、刑法五三条は、刑事確定記録の保管者に対し、記録の公開義務を課したものにすぎず、私人がこれを閲覧できるのは、右義務の単なる反射的利益にすぎない、とおそらく帰結されよう。では、裁判例は、どう解しているか。

- (30) 香城・前掲論文(注27)三三七、三四五頁。
- (31) 宮沢俊義著・戸部信重補訂『全訂日本国憲法』六九七頁(一九七八)。もつとも、その理由は明示的に述べられておらず、「明治憲法時代には、傍聴の自由は、かような意味の報道の自由を含むものではないとする判例であったが、本条については、おそらく、ここへのべられたように解すべきものとおもわれる」と指摘されているにとどまる。
- (32) 庭山・前掲論文(注29)、小田中・前掲論文(注26)。
- (33) 宮沢著・戸部補訂・前掲書(注31)六九六頁、香城・前掲論文(注27)三三六頁。
- (34) 小田中・前掲論文(注26)一三三頁。
- (35) 香城・前掲論文(注27)三四六頁。
- (36) 同右、三四一頁。
- (37) 同右、三四一頁。
- (38) 最大決昭和三三・一〇・一五刑集二二巻四号三九二頁。また、最(三)決昭和六〇・一一・二二判時二〇二号一四二頁。
- (39) 暹美東洋「法廷の秩序維持」熊谷ほか編・前掲書(注27)三〇八(三二四)頁。
- (40) 香城・前掲論文(注27)三四七頁。
- (41) 小田中・前掲論文(注26)一三三頁、庭山・前掲論文(注29)一一一頁。
- (42) 高田卓爾「刑事訴訟法(改訂版)」三三三頁(一九七八)。
- (43) 庭山・前掲論文(注29)一一一頁。
- (44) 藤永幸治「訴訟に関する書類の公開」平野・松尾編『実例法全集 統制刑事訴訟法』八(一一三)頁(一九八〇)。
- (45) 青柳文雄ほか編『註釈刑事訴訟法第一巻(増補版)』(香城敬憲執筆)二二六頁(一九七八)。

四 政治部門の公開

1 両議院の会議の公開 憲法五七条一項は、「両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる」と定めている。

会議公開の原則がはじめて確立されたのは、フランス革命後の一七九一年憲法であり、そこでは、議事の公開と議事録の印刷発行を定めていたといわれる(49)。このことからわかるように「会議の公開」とは、具体的には傍聴の自由(議員以外の者が会議の進捗状況を見聞きする自由)、会議録の公表を含むが、今日における報道機関の果たす役割から考えて、報道の自由をも含むと解されている(50)。

両院本会議の「傍聴はいちおう自由である(51)」といわれるものの、数々の制限に服している。まず、公衆用の傍聴席は、紹介席と自由席に分けられる。自由席用傍聴券は、先

着順に交付される(衆規二二二条三項、参規二二二条一項)。裁判の傍聴の自由が、傍聴者の不特定性を前提としていることと対比した場合、傍聴席を自由席と紹介席に分け、後者について、「議員の紹介による傍聴券を持参しなければならぬ」(衆規二二二条二項、参規二二二条二項)とすることは、違憲とするまではないとしても、立法論として再考に値しよう。

また、傍聴の自由は、議長の院内警察権(国会法一一八条、これを受けた衆規二二七条以下および参規二二四条以下)による規制をうける。具体的な規制は、衆議院傍聴規則および参議院傍聴規則の定めるところであるが、「異様な服装をしないこと」(衆院傍聴規則一〇条一号)、「帽子、外とう、かき、つえ、かばん、包物等を着用又は携帯しないこと」(同二条)は、やや過大な規制といふべきか。

2 常任委員会、両院協議会の公開 憲法は、これらの公開・非公開につきふれていないが、常任委員会には重要な会議であるため、委員長の許可を得た者は傍聴できるとされている(国会法五二条)。

両院協議会は、自由な討論を確保するために傍聴を許していない(同法九七条)。

3 閣議の非公開 憲法典は、

閣議のあり方について規定するところがない。内閣法も「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする(四一条一項)」、「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する(同条二項)」と、組織原理上、当然のことを規定するにとどまる。これは、閣議の他律的規制は、その組織原理になじまないと考えられたためである。

「合議性行政部は、独裁を排し、衆知を結集することに制度理由をもつが、他面、その構成員の意見の多様性こそ制度の前提となっている。それらは、自由に述べられて統一意見の形成に関与すべきものであるが、行政組織がもつ一体性観の要請と、自由な関与の確保をともに実現するには、その意思形成の過程は、秘密とせられなければならない。閣議が秘密とされるのは、このような事情にもとづく(58)」。

4 各省庁の情報公開 情報公開制度の確立を求める運動の高まるなかであって、政府は「情報提供に

関する改善措置等について(昭和五五・五二閣議了解)を公表し、「各省庁に共通する公開基準の策定について検討する」とともに「我が国の実状に合った情報公開に法制化の諸問題について幅広く検討を進める」方針を明らかにした。また、いわゆる第二次臨調の「行政改革に関する第五次答申——最終答申——」(昭和五八・三・一四)は、行政手続制度の整備の一環として、情報公開制度を位置づけながら、「積極的かつ前向きに検討すべき課題」であり「専門的調査研究を行う組織を設けるべきである」と指摘した。しかしながら、現在のところ、国レヴェルでの情報公開制度の実現には、まだかなりの時間を要しそうである。

「国民の『知る権利』のもう一つの名宛人は、プレスである。これは、通常、「マス・メディアに対するアクセス権」と称せられるが、正確には、プレスを対象としたものとして解すべきである。プレスとは、かつては印刷物の出版を意味していたが、その後は、新聞を代表とする定期刊行物の出版から、さらには電波メディアをも含めるところにまで拡張されている。つまり、今日いうプレスとは、印刷、電波その他の方法により、公衆の関心事に関する情報を、一般公衆に、規則的に、タイムリに、大量に伝達することを業務とする組織をいう(53)。

アクセスクラスとは、プレスにみられる大量性、定期・規則性、時宜性という特質を、国民が活用せんとする主張である(54)。

五 プレスに対する アクセスクラス

「国民の『知る権利』のもう一つの名宛人は、プレスである。これは、通常、「マス・メディアに対するアクセス権」と称せられるが、正確には、プレスを対象としたものとして解すべきである。

プレスとは、かつては印刷物の出版を意味していたが、その後は、新聞を代表とする定期刊行物の出版から、さらには電波メディアをも含めるところにまで拡張されている。つまり、今日いうプレスとは、印刷、電波その他の方法により、公衆の関心事に関する情報を、一般公衆に、規則的に、タイムリに、大量に伝達することを業務とする組織をいう(53)。

アクセスクラスとは、プレスにみられる大量性、定期・規則性、時宜性という特質を、国民が活用せんとする主張である(54)。

1 放送法における受信者の地位 放送法二一条一号は、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう」と定め、受信者を放送における基本的要素として、送信者と免許権者の法律関係を組み立てている。このことこそ、新聞、出版事業のサーヴィス提供のように、私人相互間の自由意思に委ねられている法律関係の場合とは、異なる点である(55)。

放送にあっては、単に電波を送ることによってサーヴィス提供が完了するわけではなく、電波にのせられた信号を継続的に提供することこそ主要な役割である。電波の発射という技術的側面については、放送事業者は、免許権者による様々な規制をうける。これに対して、信号の提供については、放送事業者は、放送区域内の受信者団に対して、一方的な定型的サーヴィスを提供せざるをえない(個々の受信者ごとに、信号内容を変えることは技術上困難である)。

そこで、放送法は、放送区域内にいる受信者団への公正な定型的サーヴィスを提供するよう放送事業者に義務づけるのである。これが、放送法四三三条三項にいう番組編集基準である(56)。

放送法はその一条二号で「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と定め、放送の自律性(特に放送事業者の編集の自由)を保障している。しかし他方で同法三三条は「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることのない」とうたい、番組編集の自由の規制を予定している。そこにある「法律に定める権限」の典型が、右にふれた四四三条三項である(同条一、二項の準則はNHKに特有のものであるから、ここでは特に論及しない)。

放送法四四三条三項およびこれを準用する五一条によって、NHKおよび一般放送事業者(民放)は、国内放送の放送番組の編集にあたって次の定めるところによらなければならない、とされている。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
二 政治的に公平であること。
三 報道は事実をまげないですること。
四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

このような印刷メディアには許されない規制が、放送の場合には正当化される理由は何か。

これに関しては、①電波は、一種の公物である、または、放送事業者はその利用につき公衆の受託者たる地位にある、ということからくるとする見解(公物説または公共の受託者説)、②電波周波数に対する需要が供給を上回るという意味で、電波は希少であることからくるとする見解(希少性説)、③視聴者が、意に反して番組に接することからくるとする見解(衝撃説)等、様々である(57)。

この点については、こう考えるべきであろう。受信者は、放送のメッセージ受領については、放送事業者との契約関係にない(NHKとの契約強制は、受信料支払いにのみ向けられているにすぎない)(58)。受信者は、放送を事実上受信しているにすぎないのであり、放送内容の質を不満として契約を解除し、よりよいサーヴィス提供者を選択する自由をもたない。そこで、立法者は、一定地域における電波の独占的利用を放送局に認めるさいに、放送局の継続的サーヴィス提供の質を法定することによって、受

信者の利益を保護したのではないか。その利益保護の法的手段としては、免許権者が放送事業者の技術的側面を行政的に監督することのみならず、放送法四四三条三項によって放送内容に対して監督することも法定されたものではないか。

こう解すれば、四四三条三項は、通説の理解するような訓辞的・倫理的規範(59)ではないことになる。法的規範(60)が正当であろう。有線テレビジョン放送法が、番組準則違反をもって業務停止命令の原因と明定していること(有線二五一条二項)、電波法七六一条一項が「免許人がこの法律、放送法(傍点は筆者)に違反したときの制裁規定を用意していること、を考慮した場合、法的規範説の論拠はさらに強化されよう。

このように、放送法四四三条三項が、受信者の利益を保護するための法的規範であるとしても、それを根拠として、受信者が放送局に対して何らかの具体的請求権(アクセス権)を有すると解しうるか否かの問題は別である。

放送法四四三条三項が法的規範であるとしても、その趣旨は、同法二一条および三三条にいう放送の自由・自律性の保障との調和のなかで、理

解されなければならない。とすれば、四四三条三項(特に二四号)は、個々の番組内容からではなく、一定期間における番組全体から判断されるべきであろう。

そうした前提をとる以上、一定地域の視聴者団からの、特定番組に対する反論権は、成立する余地はない。また、番組全体についてのアクセス権についても「定型的なサーヴィスに対応する受信者側の要望について、個別の受信者の代表性を認めることができず、したがって、個別の受信者に、サーヴィスの実体的内容に関して、一般的な形で請求権を法技術的に構成することには、なじまないものがある(61)」といわざるをえない。放送法は、受信者の利益については、一般的アクセス権を想定しておらず、四四三条三項によってこれを保護する、というスタンスにすぎないのである(利害関係者による反論や候補者放送等は別であり、本稿はこれらを射程外においている(62))。また、それが、憲法二一条の許容範囲でもあろう。

2 定期刊行物に対するアクセス権 プレスのうち、定期刊行物の出版事業の提供するサーヴィスは、

放送の場合とは違って、私人相互間の自由の委ねられている。つまり、出版事業の設立から出版にいたるまで自由であり、購読者との関係は、民法上の契約の規律するところである。したがって、そこには、被免許者、免許権者および(視聴者団に該当するような)購読者団という三角関係は存在しない。それゆえ、(名誉毀損に対する反論権といった利害関係人としての地位に基づく場合は別として)読者からの一般的アクセス権、つまり、事業者に対する公法(憲法二二条)上の作為義務請求権が、成立する余地はない(63)。事業の独占状態や「公器」機能を、どんなに強調しても、作為義務まで説くことはできない。いわゆるサンケイ新聞意見広告事件における一つの争点は、名誉毀損の成立を要件とせず、単に新聞にあらわれた表現により攻撃を受けたものが反論文掲載を請求できるか否か、であった。この争点につき東京地判(昭和五二・七・一三)判時八五七号三〇頁)は、消極に解したものの、「反論権を厳格な要件の下に制度化してもこれを憲法違反とまで言う必要はない」と述べた。これに対し第二審判決(東京高判昭和五五・九・三〇判時九八一号四三

頁)は、この第一審判示部分を削除し、より一層消極的な姿勢をみせた。このような判例の態度からみて、一般的アクセス権が裁判所によって承認される見込みはまずないと断言してよからう。学説の多くも(64)同じ見解にたっているものと解される。

(53) 近刊の佐藤幸治編著『憲法II』第一章第五項「報道機関の自由」(阪本昌成執筆)参照。
(54) 阪本「サンケイ新聞意見広告と反論文の掲載」『ジュリスト別冊』マスコミ判例百選(第二版)『一三七頁(一九八五)参照。
(55) 塩野・前掲論文(注18)三頁。
(56) 放送法四條の訂正取消放送、四五条および五二條の候補者放送等は、具体的放送内容との関係における利害関係人のアクセス権の問題であって、受信者たる地位のゆえに承認されるべきアクセス権か否かと別問題である。また、受信者としての地位とは、一定放送区域内における受信者団のそれをいうのであって、国民一般を指すものではなく、「国民の『知る権利』」に解消されるべき問題でもない。

(57) 詳しくは、声部信喜「放送番組の編集基準と言論表現の自由」伊藤編・前掲書(注3)四七(五九一六七)頁、池端忠司「アクセス権に関する一考察(中)」六甲台論集三三卷二号一三九—一四九頁(一九八六)参照。
(58) 塩野・前掲論文(注18)一四頁。
(59) 伊藤正己「現代社会と言論の自由」一六頁(一九七四)、樋口ほか編・前掲書(注11)五〇〇頁(浦部執筆)、内川芳美「放送における言論の自由」内川ほか編・前掲書(注1)九九頁等。
(60) 園部敏・植村栄治『交通法・通信法(新版)』三六八頁(一九八四)、声部・前掲論文(注57)五四頁は、法的規範に於て、ただし、後者は、「何らかの法的制裁を伴う規範性を認めるにしても、個々の番組内容に対する公権力の介入を排除するための限定的解釈および運用が行われなければならないのである」点を、正当に指摘している(五五頁)。

(61) 塩野・前掲論文(注18)一〇頁。
(62) 前掲注56参照。訂正放送、名誉毀損への反論権等については、伊藤正己・前掲論文(注3)八四頁以下参照。
(63) 樋口陽一「言論の自由と反論掲載請求権の関係」判タ三五三三三頁、阪本・前掲(注54)一三七頁。これと反対の立場にできるものに奥平康弘「表現の自由II」二〇三頁以下(一九八三)。
(64) 幾代通「新聞による名誉毀損と反論権」我妻栄先生追悼論文集「私法学の新たな展開」四四三(四六七)頁、浦部法穂『違憲審査の基礎』一三五(一四九)頁(一九八五)、佐藤・前掲書(注11)三六六頁、阪本「情報公開と表現の自由」一三二頁以下(一九八三)等。

おわりに

本稿は、自治体の情報公開制度、それに関する裁判例(神奈川県公文書公開請求事件における横浜地判昭和五九・七・二五判時一一三二号一一三頁、その控訴審判決たる東京高判昭和五九・一一・二〇判時一一三七号二六頁、そして埼玉県行政情報公開条例事

件での浦和地判昭和五九・六・一一判時一一二〇号三頁等)にも言及する予定であったが、すでに予定枚数を大幅に超過した。国政レヴェルおよびプレスとの関係における「国民の『知る権利』」だけの論及に終わってしまった。

本稿は、全体を通して、従来唱えられてきた「国民の『知る権利』」論に対して相対に懐疑的である。大上段にかまえた論議よりも、個別的事案での構成要件または違法性の判断レヴェルで、同「権利」の理念をどう生かすか、また、一方で国民一般を念頭におかず、他方で特定利害関係人をも捨象しつつ、「傍聴人」、「受信者」、「請求人」といった、国民のなかのサブカテゴリーの法的地位はどうあるか(あるべきか)を問うことのほうが、生産的と考えたためである。